

平成27年8月24日

答申第572号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「終日放送について①各放送番組審議会の意見・議事概要、②NHKの直近の見解」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、①は文書に取りまとめていないため、②は文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、「終日放送についてのNHKの直近の見解」として、「よくある質問集」の「深夜の放送の休止などは行わないのか」を開示する。「終日放送についての各放送番組審議会の意見・議事概要」に係る文書は、取りまとめていないため存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、「終日放送についてのNHKの直近の見解」として「よくある質問集」の「深夜の放送の休止などは行わないのか」を開示することとしたこと、「終日放送についての各放送番組審議会の意見・議事概要」に係る文書は存在しないため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月24日（第222回審議委員会）

第590号諮問、審議、答申